

は供用を停止すべきことを命ずること。	二十〇〜二十四 略	各市 諸富町 川副町 大和町 神埼町
は供用を停止すべきことを命ずること。	二十五 法に基づく事務のうち次に掲げるもの(二以上の市町村の区域にまたがる事務を除く。)	川副町 大和町 神埼町
	イ 法第五十三条第一項の規定による知事に対する建築物の建築の許可申請を受受理すること。	三田川町 東脊振村 基
	ロ 法第六十五条第一項の規定による知事に対する建築物の建築等の許可申請を受受理すること。	山町 北茂安町 上峰町
		小城市 牛津町 有田町 西有田町 白
		石町 嬉野町
	二十六〜二十八 略	

第十九条 (佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正) に係る新旧対照表

改 正 後	<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> <tr> <td>一〜九の五 略</td> <td>唐津市 多久市 小城市</td> </tr> <tr> <td>十 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</td> <td>各町村(有田町及び西有田町を除く。)</td> </tr> </table> <p>イ 法第二十三条第一項の規定により、設立の認可をすること。</p> <p>ロ 法第四十二条第三項(法第四十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、総会の招集の承認をすること。</p> <p>ハ 法第四十四条第二項(法第</p>	事 務	市町村	一〜九の五 略	唐津市 多久市 小城市	十 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの	各町村(有田町及び西有田町を除く。)
事 務	市町村						
一〜九の五 略	唐津市 多久市 小城市						
十 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの	各町村(有田町及び西有田町を除く。)						
改 正 前	<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> <tr> <td>一〜九の五 略</td> <td>唐津市 多久市 各町村 (小城市、三日月町、有田町及び西有田町を除く。)</td> </tr> </table> <p>イ 法第二十三条第一項の規定により、設立の認可をすること。</p> <p>ロ 法第四十二条第三項(法第四十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、総会の招集の承認をすること。</p> <p>ハ 法第四十四条第二項(法第</p>	事 務	市町村	一〜九の五 略	唐津市 多久市 各町村 (小城市、三日月町、有田町及び西有田町を除く。)		
事 務	市町村						
一〜九の五 略	唐津市 多久市 各町村 (小城市、三日月町、有田町及び西有田町を除く。)						

四十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、定款の変更の認可をすること。	ニ 法第四十九条の規定により提出される事業報告書等を受受理すること。	ホ 法第五十条第一項の規定により、報告をさせ、又は立入検査をさせること。	ヘ 法第五十一条第一項の規定により、警告を發し、及び同項各号に掲げる処分をすること。	ト 法第五十一条第二項の規定により、警告を發し、及び設立の許可の取消しをすること。	チ 法第五十一条第三項の規定により、地区を変更し、又は解散すべき旨の勧告をすること。	リ 法第五十一条第四項の規定により、設立の認可の取消しをすること。	ヌ 法第五十二条第二項の規定による解散の届出を受受理すること。	ル 法第五十三条の規定により、清算人を選任すること。	ヲ 法第五十四条第一項又は第二項の規定により、財産処分の方法の認可をすること。	ワ 法第五十五条において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第八十三条の規定による清算終了の届出を受受理すること。	十一〜十五 略	各市 諸富町 川副町 東与賀町 久保田町 神埼町 千代田町
---	------------------------------------	--------------------------------------	--	---	--	-----------------------------------	---------------------------------	----------------------------	---	--	---------	-------------------------------

四十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、定款の変更の認可をすること。	ニ 法第四十九条の規定により提出される事業報告書等を受受理すること。	ホ 法第五十条第一項の規定により、報告をさせ、又は立入検査をさせること。	ヘ 法第五十一条第一項の規定により、警告を發し、及び同項各号に掲げる処分をすること。	ト 法第五十一条第二項の規定により、警告を發し、及び設立の許可の取消しをすること。	チ 法第五十一条第三項の規定により、地区を変更し、又は解散すべき旨の勧告をすること。	リ 法第五十一条第四項の規定により、設立の認可の取消しをすること。	ヌ 法第五十二条第二項の規定による解散の届出を受受理すること。	ル 法第五十三条の規定により、清算人を選任すること。	ヲ 法第五十四条第一項又は第二項の規定により、財産処分の方法の認可をすること。	ワ 法第五十五条において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第八十三条の規定による清算終了の届出を受受理すること。	十一〜十五 略	各市 諸富町 川副町 東与賀町 久保田町 神埼町 千代田町
---	------------------------------------	--------------------------------------	--	---	--	-----------------------------------	---------------------------------	----------------------------	---	--	---------	-------------------------------

<p>国有財産について境界を確定すること及び国有財産法第三十一条の二の規定により他人の占有する土地に立ち入らせること。</p>	<p>十七 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 法第七十六条第一項の規定により、建築物等の新築等の許可をすること。 ロ 法第七十六条第四項の規定により、原状回復又は移転若しくは除却を命ずること。 ハ 法第七十六条第五項の規定により、同条第四項の規定による必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。</p>	<p>三田川町 東 春振村 上峰 町 みやき町 七山村 玄 海町 有田町 北方町 江 北町 白石町 大良町</p>	<p>各市 諸富町 川副町 大 和町 神埼町 三田川町 東春振村 基 山町 上峰町 みやき町 有田町 西有 田町 白石町 嬉野町</p>	<p>十八 二十略 二十一 駐車場法(昭和三十三年法律第六十六号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 法第十二条の規定による路外駐車場の位置等の届出及び届出事項の変更の届出を受理すること。 ロ 法第十三条第一項の規定による管理規程の届出を受理すること。 ハ 法第十三条第四項の規定による管理規程の変更の届出を受理すること。 ニ 法第十四条の規定による路外駐車場の供用の休止、廃止及び再開の届出を受理すること。</p>
---	---	---	--	--

<p>国有財産について境界を確定すること及び国有財産法第三十一条の二の規定により他人の占有する土地に立ち入らせること。</p>	<p>十七 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 法第七十六条第一項の規定により、建築物等の新築等の許可をすること。 ロ 法第七十六条第四項の規定により、原状回復又は移転若しくは除却を命ずること。 ハ 法第七十六条第五項の規定により、同条第四項の規定による必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。</p>	<p>三田川町 東 春振村 北茂 安町 上峰町 小城市 三 日月町 芦刈 町 七山村 玄海町 有田 町 北方町 江 北町 白石 町 太良町</p>	<p>各市 諸富町 川副町 大 和町 神埼町 三田川町 東春振村 基 山町 北茂安 町 上峰町 小城市 牛津 町 有田町 西有田町 白 石町 嬉野町</p>	<p>十八 二十略 二十一 駐車場法(昭和三十三年法律第六十六号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 法第十二条の規定による路外駐車場の位置等の届出及び届出事項の変更の届出を受理すること。 ロ 法第十三条第一項の規定による管理規程の届出を受理すること。 ハ 法第十三条第四項の規定による管理規程の変更の届出を受理すること。 ニ 法第十四条の規定による路外駐車場の供用の休止、廃止及び再開の届出を受理すること。</p>
---	---	---	--	--

<p>ホ 法第十八条第一項の規定により、報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をさせること。 ヘ 法第十九条の規定により、必要な措置をとるべきこと又は供用を停止すべきことを命ずること。</p>	<p>二十五 法に基づく事務のうち次に掲げるもの(二以上の市町村の区域にまたがる事務を除く) イ 法第五十三条第一項の規定による知事に対する建築物の建築の許可申請を受理すること。 ロ 法第六十五条第一項の規定による知事に対する建築物の建築等の許可申請を受理すること。</p>	<p>ホ 法第十八条第一項の規定により、報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をさせること。 ヘ 法第十九条の規定により、必要な措置をとるべきこと又は供用を停止すべきことを命ずること。</p>	<p>二十五 法に基づく事務のうち次に掲げるもの(二以上の市町村の区域にまたがる事務を除く) イ 法第五十三条第一項の規定による知事に対する建築物の建築の許可申請を受理すること。 ロ 法第六十五条第一項の規定による知事に対する建築物の建築等の許可申請を受理すること。</p>
--	---	--	---

第二十条 (県税事務所設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後			改正前		
<p>第二条 県税事務所の名称、位置及び所管区域は次のとおりとする。</p>					
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
佐賀県税事務所	佐賀市	佐賀市、佐賀郡、神埼郡、鳥栖市、三養基郡、多久市、小城市	佐賀県税事務所	佐賀市	佐賀市、佐賀郡、神埼郡、鳥栖市、三養基郡、多久市、小城市

第二十一条(佐賀県公営競技収益金貸付基金条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	(基金の財源) 第三条 基金の積立ては、県並びに唐津市、鳥栖市、武雄市、七山村及び玄海町の公営競技収益金の一部をもつて充てるものとする。
改 正 前	(基金の財源) 第三条 基金の積立ては、県並びに唐津市、鳥栖市、武雄市、浜玉町、七山村、厳木町、相知町、北波多村、肥前町、玄海町、鎮西町及び呼子町の公営競技収益金の一部をもつて充てるものとする。

表 第二十二條(佐賀県東部工業用水道の設置等に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	(設置) 第二條 略 2 給水区域は、次に掲げる市町村の区域のうち知事が指定する区域とする。 佐賀市 鳥栖市 佐賀郡諸富町 神埼郡三田川町、東脊振村 三養基郡基山町、上峰町、みやき町
改 正 前	(設置) 第二條 略 2 給水区域は、次に掲げる市町村の区域のうち知事が指定する区域とする。 佐賀市 鳥栖市 佐賀郡諸富町 神埼郡三田川町、東脊振村 三養基郡基山町、中原町、北茂安町、上峰町

第二十三条(佐賀県立学校設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	別表(第3条関係)														
改 正 前	別表(第3条関係)														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>県立学校の名称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>佐賀県立唐津西高等学校</td> <td>唐 津 市</td> </tr> <tr> <td>佐賀県立厳木高等学校</td> <td>唐 津 市</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>佐賀県立唐津青翔高等学校</td> <td>東松浦郡玄海町</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	県立学校の名称	位 置	略	略	佐賀県立唐津西高等学校	唐 津 市	佐賀県立厳木高等学校	唐 津 市	略	略	佐賀県立唐津青翔高等学校	東松浦郡玄海町	略	略
	県立学校の名称	位 置													
	略	略													
	佐賀県立唐津西高等学校	唐 津 市													
	佐賀県立厳木高等学校	唐 津 市													
	略	略													
佐賀県立唐津青翔高等学校	東松浦郡玄海町														
略	略														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>県立学校の名称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>佐賀県立唐津西高等学校</td> <td>唐 津 市</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>佐賀県立厳木高等学校</td> <td>東松浦郡厳木町</td> </tr> <tr> <td>佐賀県立唐津青翔高等学校</td> <td>東松浦郡玄海町</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	県立学校の名称	位 置	略	略	佐賀県立唐津西高等学校	唐 津 市	略	略	佐賀県立厳木高等学校	東松浦郡厳木町	佐賀県立唐津青翔高等学校	東松浦郡玄海町	略	略	
県立学校の名称	位 置														
略	略														
佐賀県立唐津西高等学校	唐 津 市														
略	略														
佐賀県立厳木高等学校	東松浦郡厳木町														
佐賀県立唐津青翔高等学校	東松浦郡玄海町														
略	略														



三級	唐津市	唐津市立向島中学校
脊振村	東脊振村立小川内小学校	

別表第四 (第十五条関係)

特別の地域に所在する学校等

所在地	学校等の名称
唐津市	唐津市立納所小学校
佐賀郡富士町	富士町立富士小学校
佐賀郡富士町	富士町立富士中学校
略	略

別表第四 (第十五条関係)

特別の地域に所在する学校等

三級	東松浦郡	鎮西町立加唐中学校
鎮西町	太良町立多良小学校中尾分校	
藤津郡太良町	東脊振村立小川内小学校	
神埼郡東脊振村	肥前町立向島小学校	
東松浦郡	肥前町立向島中学校	
肥前町	肥前町立向島中学校	
略	略	

所在地	学校等の名称
佐賀郡富士町	富士町立富士小学校
佐賀郡富士町	富士町立富士中学校
東松浦郡肥前町	肥前町立納所小学校
略	略

第二十六条 (佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後

別表第二 (第十三条関係)

へき地学校及びその級別

級別	所在地	学校等の名称
一級	略	略
二級	小城市	小城市立晴田小学校川内分校
略	略	略
三級	略	略

改正前

別表第二 (第十三条関係)

へき地学校及びその級別

級別	所在地	学校等の名称
一級	略	略
二級	小城市	小城市立晴田小学校川内分校
略	略	略
三級	略	略

第二十七条 (佐賀県少年自然の家設置条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後

(名称及び位置)

第二条 少年自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
略	略
佐賀県波戸岬少年自然の家	唐津市

改正前

(名称及び位置)

第二条 少年自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
略	略
佐賀県波戸岬少年自然の家	東松浦郡鎮西町

第二十八条 (佐賀県立名護屋城博物館条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後

(位置)

第二条 博物館は、唐津市に置く。

改正前

(位置)

第二条 博物館は、東松浦郡鎮西町に置く。

第二十九条 (佐賀県警察の組織に関する条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後

別表 (第八条関係)

名称 位置 管轄区域

佐賀県相模警察署	唐津市	唐津市のうち旧厳木町、旧相知町
佐賀県唐津警察署	唐津市二丁目、夕子三丁目	唐津市のうち旧厳木町、旧相知町、旧呼子町、旧鎮西町を除いた区域及び東松浦郡一円
佐賀県呼子警察署	唐津市	唐津市のうち旧呼子町、旧鎮西町

改正前

別表 (第八条関係)

名称 位置 管轄区域

佐賀県相模警察署	東松浦郡相知町	東松浦郡のうち厳木町、相知町
佐賀県唐津警察署	唐津市二丁目、夕子三丁目	唐津市及び東松浦郡のうち肥前町、郡のうち肥前町、女海町、浜玉町、七山村、北波多村
佐賀県呼子警察署	東松浦郡呼子町	東松浦郡のうち呼子町、鎮西町



参考資料

佐賀県クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前						
<p>(営業者の衛生措置)</p> <p><b>第二条</b> 法第三条第三項第六号に規定する必要な措置は、次のとおりとする。</p> <p>一 クリーニング所において共通的に必要な措置</p> <p>イハ 略</p> <p>ニ 洗濯物は、洗濯又は仕上げを終ったものと終わらないものに区分して保管すること。</p> <p>ホトト 略</p> <p>チ 消毒を要する洗濯物を取り扱う場合は、業務従事者の手指を消毒するための設備を設けること。</p> <p>リ 消毒及びねずみ、昆虫等の駆除を定期的に行うこと。</p> <p>ヌ 略</p> <p>二 略</p> <p>三 溶剤を使用するクリーニング所において必要な措置</p> <p>イ 溶剤が大気への汚染、水質への汚濁又は土壌の汚染の原因となることのないよう適切な施設管理及び作業管理を行うこと。</p> <p>ロ 略</p> <p>ハ テトラクロロエチレンを使用するドライクリーニング機械には、廃液処理装置を取り付けること。</p>	<p>(クリーニング所において必要な措置)</p> <p><b>第二条</b> 法第三条第三項第六号に規定する必要な措置は、次のとおりとする。</p> <p>一 クリーニング所において共通的に必要な措置</p> <p>イハ 略</p> <p>ニ 洗濯物は、洗濯又は仕上げを終ったものと終わらないものに区分して、棚又は容器に保管すること。</p> <p>ホトト 略</p> <p>チ 業務従事者の手指を消毒するための設備を設けること。</p> <p>リ 消毒及びねずみ、昆虫等の駆除を毎月一回以上行い、かつ、その旨を表示すること。</p> <p>ヌ 略</p> <p>二 略</p> <p>三 溶剤を使用するクリーニング所において必要な措置</p> <p>イ 溶剤が地下に浸透し、又は雨水若しくはクリーニング所の排水に混入してクリーニング所から排出されることのないよう適切な施設管理及び作業管理を行うこと。</p> <p>ロ 略</p> <p>ハ ドライクリーニング機械には、二段階の水分離器とともに、これに接続した廃液処理装置を取り付けること。</p>						
<p>二・ホ 略</p> <p>四・五 略</p> <p>(手数料)</p> <p><b>第三条</b> 次の表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる手数料を、当該各号の下欄に掲げる時期に県に納付しなければならない。ただし、同表の第三号の中欄に掲げる手数料に係る事務を、法第七条の二第一項に規定する指定試験機関(以下「指定試験機関」という。)に行わせる場合は、当該手数料は、当該指定試験機関に納付しなればならない。</p> <table border="1"> <tr> <td>2 略</td> <td>表 略</td> </tr> <tr> <td>3 第一項ただし書の規定により指定試験機関に納付された手数料は、当該指定試験機関の収入とする。</td> <td>2 略</td> </tr> </table>	2 略	表 略	3 第一項ただし書の規定により指定試験機関に納付された手数料は、当該指定試験機関の収入とする。	2 略	<p>二・ホ 略</p> <p>四・五 略</p> <p>(手数料)</p> <p><b>第三条</b> 次の表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる手数料を、当該各号の下欄に掲げる時期に県に納付しなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td>2 略</td> <td>表 略</td> </tr> </table>	2 略	表 略
2 略	表 略						
3 第一項ただし書の規定により指定試験機関に納付された手数料は、当該指定試験機関の収入とする。	2 略						
2 略	表 略						
<p>佐賀県射撃研修センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>平成十六年十二月十七日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p><b>◎佐賀県条例第四十七号</b></p> <p>佐賀県射撃研修センター設置条例の一部を改正する条例</p> <p>佐賀県射撃研修センター設置条例(平成六年佐賀県条例第十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表のライフル射撃場使用料の表中「860」を「1,280」に、「21,400」を「31,800」に、「34,400」を「51,200」に、「52,200」を「77,600」に改め、同表に次のように加える。</p>							

標 的 の 使 用	1人1時間につき 860	使用の際。ただし、1時間を超える部分に係る使用料については、使用終了の際
-----------	--------------	--------------------------------------

別表のライフル射撃場使用料の表の注の2中「以外の使用」の次に「及び標的の使用」を加え、同表の注の3を削り、別表の散弾銃射撃場使用料の表中

「1人1日につき 560」を

「イ 県内に住所を有する者にあつては、1人1日につき 1,000  
ロ イに掲げる者以外の者にあつては、1人1日につき 1,580」に

「16,800」を「30,000」に改め、同表に次のように加える。

標的放出機の使用	標的1枚につき 44	使用終了の際
----------	------------	--------

別表の散弾銃射撃場使用料の表の注の3を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

参考資料

佐賀県射撃研修センター設置条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後				改 正 前			
別表（第4条関係） ライフル射撃場使用料				別表（第4条関係） ライフル射撃場使用料			
区 分		使用料（円）	納 期	区 分		使用料（円）	納 期
占 用 使 用 以 外 の 使 用		1人1時間につき 1,280	使用の際。ただし、1時間を超える部分に係る使用料については、使用終了の際	占 用 使 用 以 外 の 使 用		1人1時間につき 860	使用の際。ただし、1時間を超える部分に係る使用料については、使用終了の際
占 用 使 用	午前9時から午前12時まで	31,800	使用の際	占 用 使 用	午前9時から午前12時まで	21,400	使用の際
	午前12時から午後5時まで	51,200			午前12時から午後5時まで	34,400	
	午前9時から午後5時まで	77,600			午前9時から午後5時まで	52,200	
標 的 の 使 用		1人1時間につき 860	使用の際。ただし、1時間を超える部分に係る使用料については、使用終了の際				
注 1 略				注 1 略			
注 2 占用使用以外の使用及び標的の使用で、1時間を超えるときにおいて1時間に満たない端数の時間は、1時間として計算する。				注 2 占用使用以外の使用で、1時間を超えるときにおいて1時間に満たない端数の時間は、1時間として計算する。			
				注 3 標的を使用する場合は、この表に定める額に実費として知事が定める額を加算する。			



参考資料

改正後			改正前		
散弾銃射撃場使用料			散弾銃射撃場使用料		
区分	使用料(円)	納期	区分	使用料(円)	納期
占有使用以外の使用	イ 県内に住所を有する者 にあつては、1人1日につき 1,000	使用の際	占有使用以外の使用	1人1日につき	560
	ロ イに掲げる者以外の者 にあつては、1人1日につき 1,580				
占有使用	1日につき	30,000	占有使用	1日につき	16,800
標的放出機の使用	標的1枚につき	44			使用終了の際

注 1・2 略  
3 標的放出機を使用する場合は、この表に定める額に実費として知事が定める額を加算する。

佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月十七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第四十八号

佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例

佐賀県立都市公園条例(昭和三十六年佐賀県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 都市公園の管理(第三条―第十二条)」を

「第二章 都市公園の管理(第三条―第十二条)」を

第二章の二 工作物等の保管の手續等(第十二条の二―第十二条の五)に改める。

第三条及び第六条第一項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第八条中「第五条第二項」を「第五条第一項」に、「知事の」を「知事の」に改める。

第九条第一項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 工作物等の保管の手續等

(公示の方法等)

第十二条の二 法第二十七条第五項の規定による公示は、次に掲げる事項を、当該公示を始めた日から起算して十四日間、規則で定める場所に掲示することにより行うものとする。

一 保管した工作物その他の物件又は施設(以下この章において「工作物等」という。)の名称又は種類及び数量

二 保管した工作物等を除却した日及び場所

三 保管した工作物等の保管を始めた日及び保管の場所

四 前三号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

2 知事は、特に貴重と認められる工作物等について、前項の規定による公示の期間が満了してもなおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(第十二条の五において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、当該公示の要旨を佐賀県公報に掲載するものとする。

3 知事は、第一項各号に掲げる事項を記載した保管工作物等一覧簿を、規則で定めるところにより閲覧に供するものとする。

(価額の評価の方法)

第十二条の三 法第二十七条第六項の規定による工作物等の価額の評価は、規則で定めるところにより行うものとする。

(売却の手続)

第十二条の四 法第二十七条第六項の規定による工作物等の売却については、規則で定めるところにより行うものとする。

(返還の手続)

第十二条の五 知事は、規則で定めるところにより、保管した工作物等(法第二十七条第六項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するものとする。

第十四条の見出し中「公園予定地」を「公園予定区域」に改め、同条中「第二十三条第一項」を「第三十三条第四項」に、「公園予定地」を「公園予定区域」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

参考資料

佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第二章 都市公園の管理(第三条―第十二条)</p> <p>第二章の二 工作物等の保管の手続等(第十二条の二―第十二条の五)</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第三条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項又は次条第一項の許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>一 九 略</p> <p>(公園施設の設置、管理及び占用の許可申請書の記載事項)</p> <p>第六条 法第五条第一項の条例で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>2 略</p> <p>(権利の譲渡等の禁止)</p> <p>第八条 法第五条第一項若しくは法第六条第一項又は第四条第一項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は利用させてはならない。ただし、知事の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(使用料等)</p>	<p>目次</p> <p>第二章 都市公園の管理(第三条―第十二条)</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第三条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第五条第二項、法第六条第一項若しくは第三項又は次条第一項の許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>一 九 略</p> <p>(公園施設の設置、管理及び占用の許可申請書の記載事項)</p> <p>第六条 法第五条第二項の条例で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>2 略</p> <p>(権利の譲渡等の禁止)</p> <p>第八条 法第五条第二項若しくは法第六条第一項又は第四条第一項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は利用させてはならない。ただし知事の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(使用料等)</p>

**第九条** 法第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項又は第四条第一項の許可を受けた者は、別表第二に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2 6 略

**第二章の二** 工作物等の保管の手續等

(公示の方法等)

**第十二条の二** 法第二十七条第五項の規定による公示は、次に掲げる事項を、当該公示を始めた日から起算して十四日間、規則で定める場所に掲示することにより行うものとする。

- 一 保管した工作物その他の物件又は施設(以下この章において「工作物等」という。)の名称又は種類及び数量
- 二 保管した工作物等を除却した日及び場所
- 三 保管した工作物等の保管を始めた日及び保管の場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

2 | 知事は、特に貴重と認められる工作物等について、前項の規定による公示の期間が満了してもなおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(第十二条の五において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、当該公示の要旨を佐賀県公報に掲載するものとする。

**第九条** 法第五条第二項、法第六条第一項若しくは第三項又は第四条第一項の許可を受けた者は、別表第二に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2 6 略

3 | 知事は、第一項各号に掲げる事項を記載した保管工作物等一覽簿を、規則で定めるところにより閲覧に供するものとする。

(価額の評価の方法)

**第十二条の三** 法第二十七条第六項の規定による工作物等の価額の評価は、規則で定めるところにより行うものとする。

(売却の手續)

**第十二条の四** 法第二十七条第六項の規定による工作物等の売却については、規則で定めるところにより行うものとする。

(返還の手續)

**第十二条の五** 知事は、規則で定めるところにより、保管した工作物等(法第二十七条第六項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するものとする。

(公園予定区域及び予定公園施設)

**第十四条** 第三条から第十二条までの規定は、法第三十三條第四項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(公園予定地及び予定公園施設)

**第十四条** 第三条から第十二条までの規定は、法第二十三條第一項に規定する公園予定地又は予定公園施設について準用する。

佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月十七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第四十九号

## 佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例

佐賀県屋外広告物条例(昭和三十九年佐賀県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に、「」を「。以下「法」という。」に「」に改める。

第二条第二項中「物件」の下に「(以下「掲出物件」という。)」を加える。

第三条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第一号中「第六十九条第一項及び第二項」を「第百九条第一項及び第二項」に改める。

第四条第一項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第五条第一項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第二項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「著しく美観風致を」を「良好な景観若しくは風致を著しく」に改め、同条第三項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第六条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第七条第一項中「行なう」を「行う」に、「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に改める。

第八条第一項及び第二項並びに第九条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第十一条中「次に掲げる各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第三号及び第四号中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十二条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「次に掲げる各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「美観風致」を「良好な景観若しくは風致」に改める。

第十四条第一項中「次に掲げる各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第二項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第十五条第一項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、「対し、」の下に「五日以上の期間を定めて、その期限までに」を加え、同条第二項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「を知事が命じた者又は」を「自ら行い、又はその命じた者若しくは」に、「行なわせる」を「行わせる」に、「知事が命じた者又は」を「自ら又はその命じた者若しくは」に改め、同条の次に次の五条を加える。

(公示の方法等)

第十五条の二 法第八条第二項の規定による公示は、次に掲げる事項を、当該公示を始めた日から起算して十四日間(同条第三項第一号に規定する広告物にあつては、二日間)、規則で定める場所に掲示することにより行うものとする。

- 一 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- 二 保管した広告物又は掲出物件を除却した日及び場所
- 三 保管した広告物又は掲出物件の保管を始めた日及び保管の場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するた  
め必要と認められる事項

2 知事は、法第八条第三項第二号に規定する広告物又は掲出物件について、前項の規定による公示の期間が満了してもなおその広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は当該掲出物件について権原を有する者(第十五条の六において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、当該公示の要旨を佐賀県公報に掲載するものとする。

3 知事は、第一項各号に掲げる事項を記載した保管物件一覧簿を、規則で定